

がけ・擁壁安全化支援事業の実施について

1. 目的

がけや擁壁の安全対策を支援し、生命、財産の安全確保とともに、災害発生時の道路閉塞による避難や消火活動への支障となる危険性の解消により地域の防災力の向上を図る。

2. 事業内容

【支援1】がけ・擁壁安全化アドバイザーの派遣（資料1）

区民の相談に応じて専門家を現地に派遣し、所有者等へのアドバイスによる不安の解消など、安全対策にむけた第一歩としての働きかけにより擁壁等の改修を促進していく。

【支援2】がけ・擁壁改修工事費助成（資料2）

生命・財産の安全確保とともに、安全化によって地域の防災力の向上に寄与するなど公益性の高いものを対象に重点的に実施

①急傾斜地崩壊危険個所の擁壁改修に対する工事費の一部助成

（助成金額）工事費の1/3（上限5,000千円）

②道路・公共施設に面する2mを超える大谷石造等擁壁または自然斜面の擁壁改修に対する工事費の一部助成

（助成金額）工事費の1/3（上限2,000千円）

3. 事業周知について

事業実施にあたっては、5月21日付広報紙掲載や、HP、窓口でのチラシ案内とともに、区内事業者団体への直接的な説明の場を設け周知を行う。

また、一昨年より実施の実態基礎調査の取りまとめ結果をHPにて公表するとともに（資料3-1、2）、安全性が低いと思われる擁壁等所有者へは、直接、郵送や個別訪問により調査結果や事業案内を周知し、積極的な働きかけにより災害に強いまちづくりの促進を図っていく。

4. 事業開始時期

平成29年6月1日より

がけや擁壁ようへきを所有される方と
その近くにお住まいの方へ

無料



がけ・擁壁ようへき安全化アドバイザーの 派遣制度をはじめました。

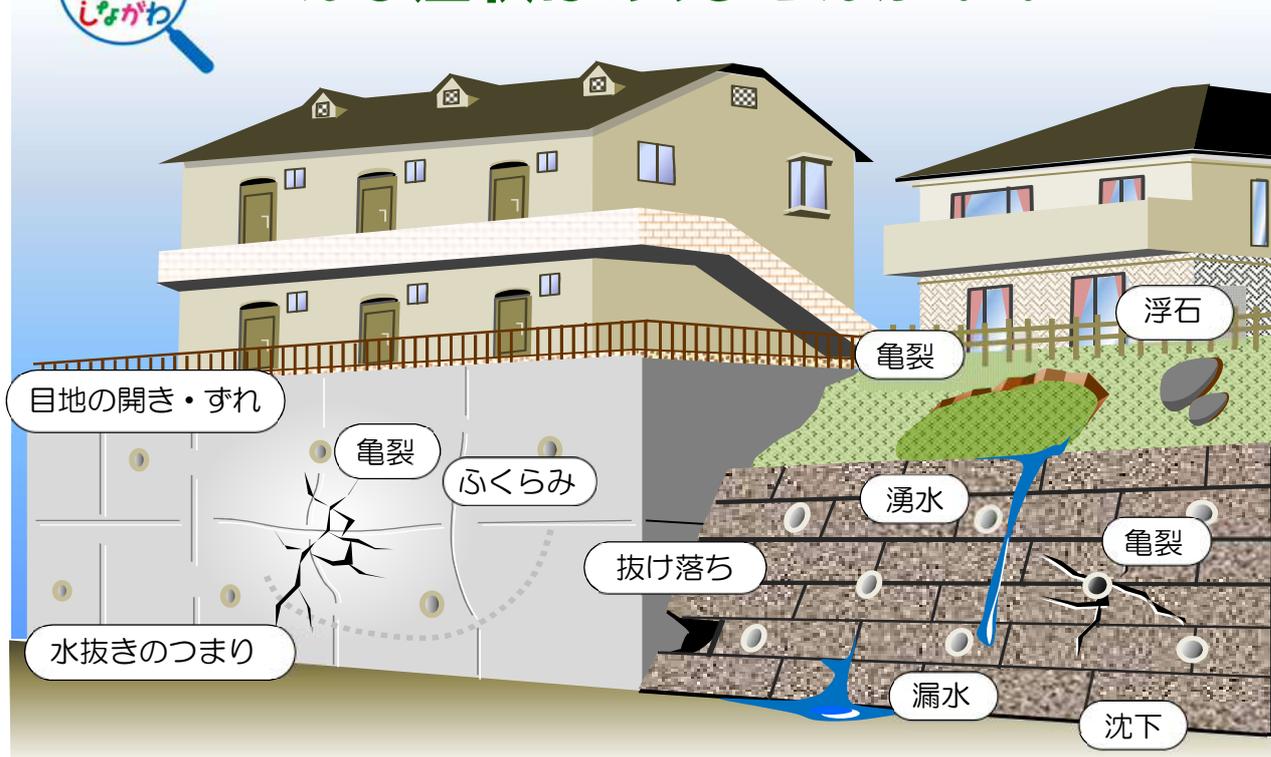
自然のがけ地や古くて傷んだ擁壁ようへきの安全化に向けた第一歩として、専門家を現地に派遣し、＜危険性の診断＞や＜必要な対策＞に関するアドバイスをを行います。

がけ・擁壁の危険性と安全化対策の必要性

- 近年の気象変動による大型台風やゲリラ豪雨が原因で、土砂災害の危険性が高まっています。
- 大規模地震でがけや擁壁ようへきが崩れると、周囲の人や家への被害に加えて、道路がふさがれて避難活動や消火活動を遅らせてしまうことがあります。



こんな症状はありませんか！？





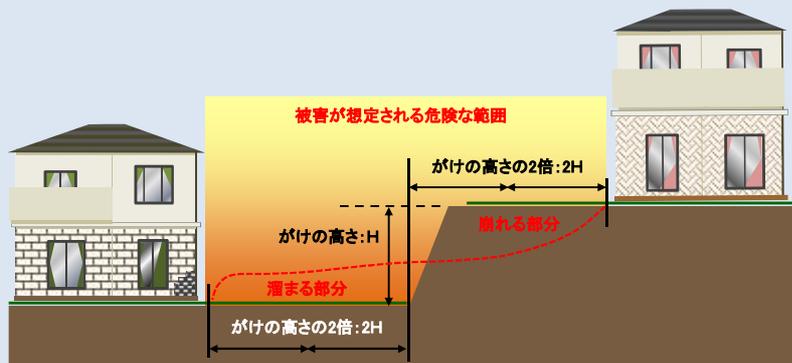
アドバイザー派遣の内容

【派遣の対象となる方】

- がけと擁壁ようへきの所有者
- がけと擁壁ようへきに接する建築物を所有する者または居住する者
(当該建築物に住民登録している者に限る)
※事業者等で対象とならない場合があります

【対象となるがけ・擁壁】

- 高さが2メートルを超えるがけ・擁壁
(建築確認が必要な高さ)



【実施内容と派遣限度】

- 申請者のお求めに応じて、専門家を現地に派遣します
- 目視により、がけ・擁壁ようへきの状態を確認します
- 工事実施にあたっての課題をお伝えします
(道路が狭い、建物が近接するなど)
- ご相談は、1回につき2時間程度を目安に、同一箇所について年2回までとします
- アドバイザーは、区と協定を結んだ建築士の団体から派遣されます



アドバイザー派遣の流れ

① 派遣申込書の提出

※申請書に関係書類を添えて区へ提出します。

② 区の審査

※必要に応じて現地の事前確認を行います。

③ 申込者への通知

※承認されない場合にも通知します。

⑥ 現地確認・相談の実施

※再派遣は①の手続きからとし、同一年度同一箇所2回までです。

⑤ 派遣日程の調整

※申請者とアドバイザー間で調整します。

④ アドバイザーの選任

※区が協定機関より選任します。

派遣決定



問合わせ先

品川区 都市環境部 建築課 審査担当(構造)

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 本庁舎 6階

電話:03-5742-6774 FAX:03-5742-6898

がけや擁壁を含む
土地所有者の方へ



がけ・擁壁改修工事費の

助成制度をはじめました。

自然のがけ地や古くて傷んだ擁壁に対して安全化への最大の効果を発揮する、擁壁改修工事費の一部を助成することで、災害に強いまちづくりを目指します。

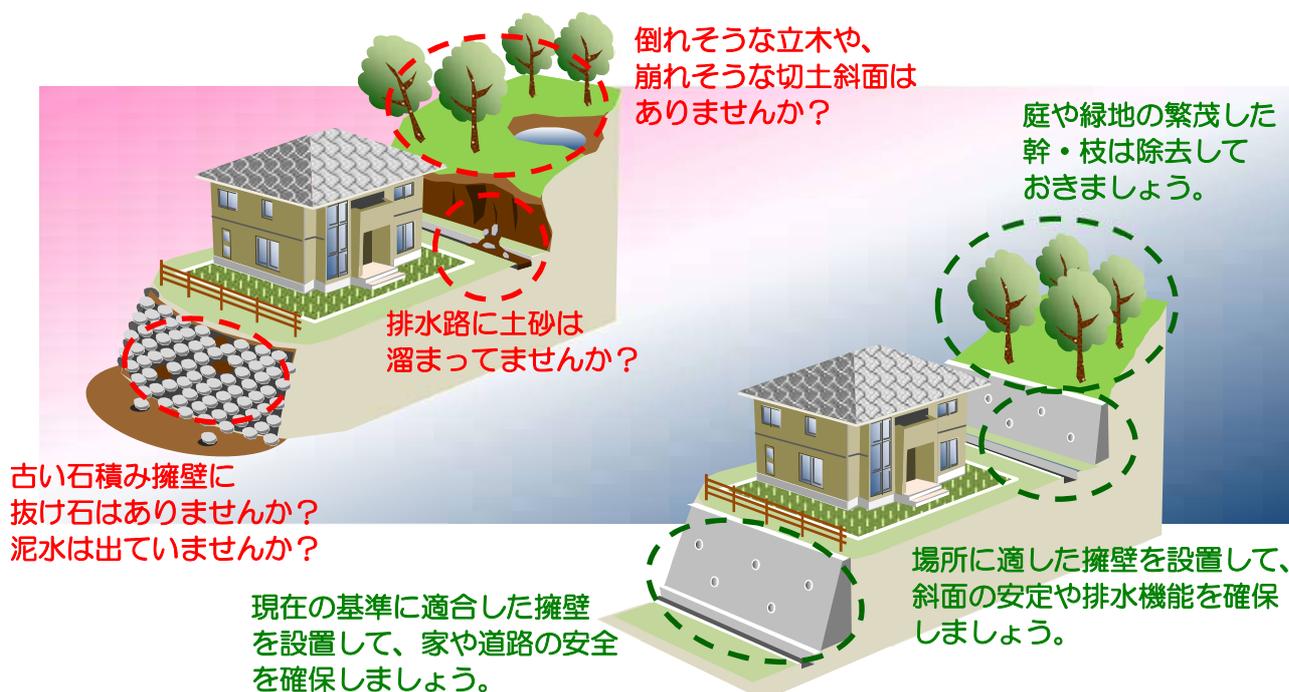
がけ・擁壁の危険性と安全化対策の必要性

- 近年の気象変動による大型台風やゲリラ豪雨が原因で、土砂災害の危険性が高まっています。
- 大規模地震でがけや擁壁が崩れると、周囲の人や家への被害に加えて、道路がふさがれて避難活動や消火活動を遅らせてしまうことがあります。



こんな状態になっていませんか！？

— 土地所有者は、がけ・擁壁の安全確保に取り組みましょう。 —





【助成の対象となる方】

- がけ・擁壁ようへきの所有者で個人の方（共有の場合は、全員の同意が必要です）
 - マンション管理の適正化推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合
 - 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者（助成金の交付により開発等を行い、その譲渡又は貸付を目的とする宅地建物取引業者、不動産業者、開発業者等の方は除きます）
 - 住民税を滞納していない方
- ※助成金交付の対象となるがけ・擁壁ようへきで、東京都が公表している<急傾斜地崩壊危険箇所きゅうけいしゃちほうかいきけんかしよ>の場合は、上記以外の方も対象となる場合があります

【対象となるがけ・擁壁ようへき】

- 東京都が指定した急傾斜地崩壊危険箇所きゅうけいしゃちほうかいきけんかしよ
- 区内の道路・公共施設に面する自然斜面、大谷石造等擁壁ようへき（高さが 2 メートルを超え、角度 30 度以上）

【助成の目安と金額】

- 区内の急傾斜地崩壊危険箇所きゅうけいしゃちほうかいきけんかしよの擁壁改修工事
工事費の 1/3（上限500万円）
- 道路・公共施設に面する自然斜面、大谷石造等擁壁ようへき改修工事
工事費の 1/3（上限200万円）

※擁壁の新築工事、築造替え工事については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、都市計画法（開発許可）（昭和 43 年法律第 100 号）、東京都建築安全条例の定める基準に適合した工事が助成対象となります

助成金交付までの流れ

①区との事前協議

※助成対象となる工事が事前に協議を行います。

②交付申請書の提出

※助成対象となった工事は必要書類を添えて申請書を提出します。

③申込者への通知

※申請の内容を審査し、助成決定した場合、申請者に通知します。

⑥助成金の交付

※助成は同一箇所について一回を限度とします。

⑤助成金交付申請

※助成予定者は、助成の申請書を区へ提出します。

④工事の検査

※区で指定した工程に達した場合、中間検査を実施します。工事完了時には完了検査を実施します。

助成決定



品川区
問い合わせ先

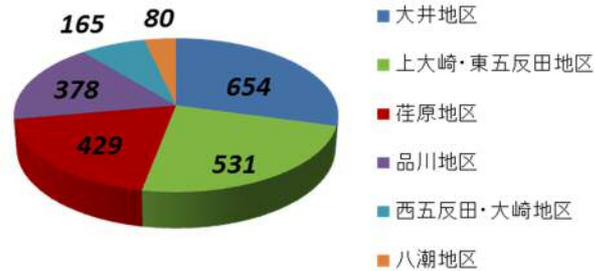
品川区 都市環境部 建築課 審査担当(構造)
〒140-8715 品川区広町 2-1-36 本庁舎 6 階
電話:03-5742-6774 FAX:03-5742-6898

がけ・擁壁の実態基礎調査結果の概要について

1. 調査地区 区内全域
2. 調査数 2, 237箇所
3. 調査対象 高さ2m超かつ傾斜30度以上のがけ、擁壁

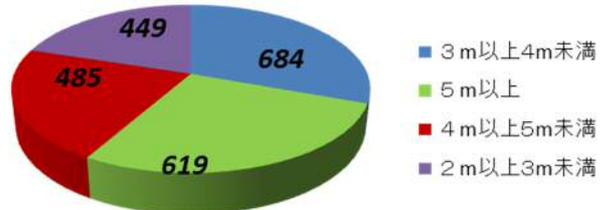
4. がけ等の分布

「大井地区」が654箇所と多く、次いで「上大崎・東五反田地区」の531箇所、「荏原地区」が429箇所と続く。



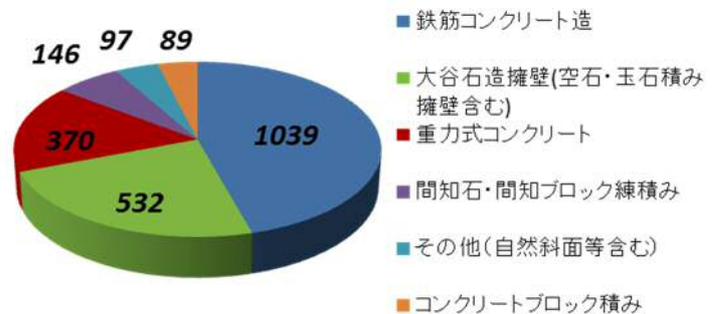
5. がけ等の高さ

3m以上4m未満のがけ等が684箇所と全体の3割を占め、最も多い。



6. 構造別擁壁数

鉄筋コンクリート造が1,039箇所と全体の約46%と最も多く次いで、大谷石造等が532箇所と全体の約23%となっている。



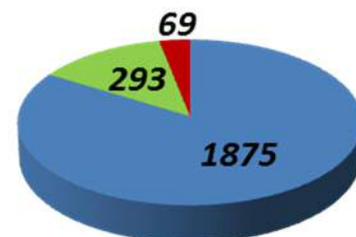
7. 状態区分 (※目視による調査)

■ 「安全性がやや低い」斜面の例 (適切な維持管理が必要)

- ・ 擁壁の水抜き穴が、土砂やゴミなどで詰まり排水していない。
- ・ 樹木や草などの植生のないがけで、土がむき出しになっている。
- ・ 大谷石造やコンクリートブロック積の擁壁に、積石やブロックの小規模な劣化や、小さなずれ部分がある。

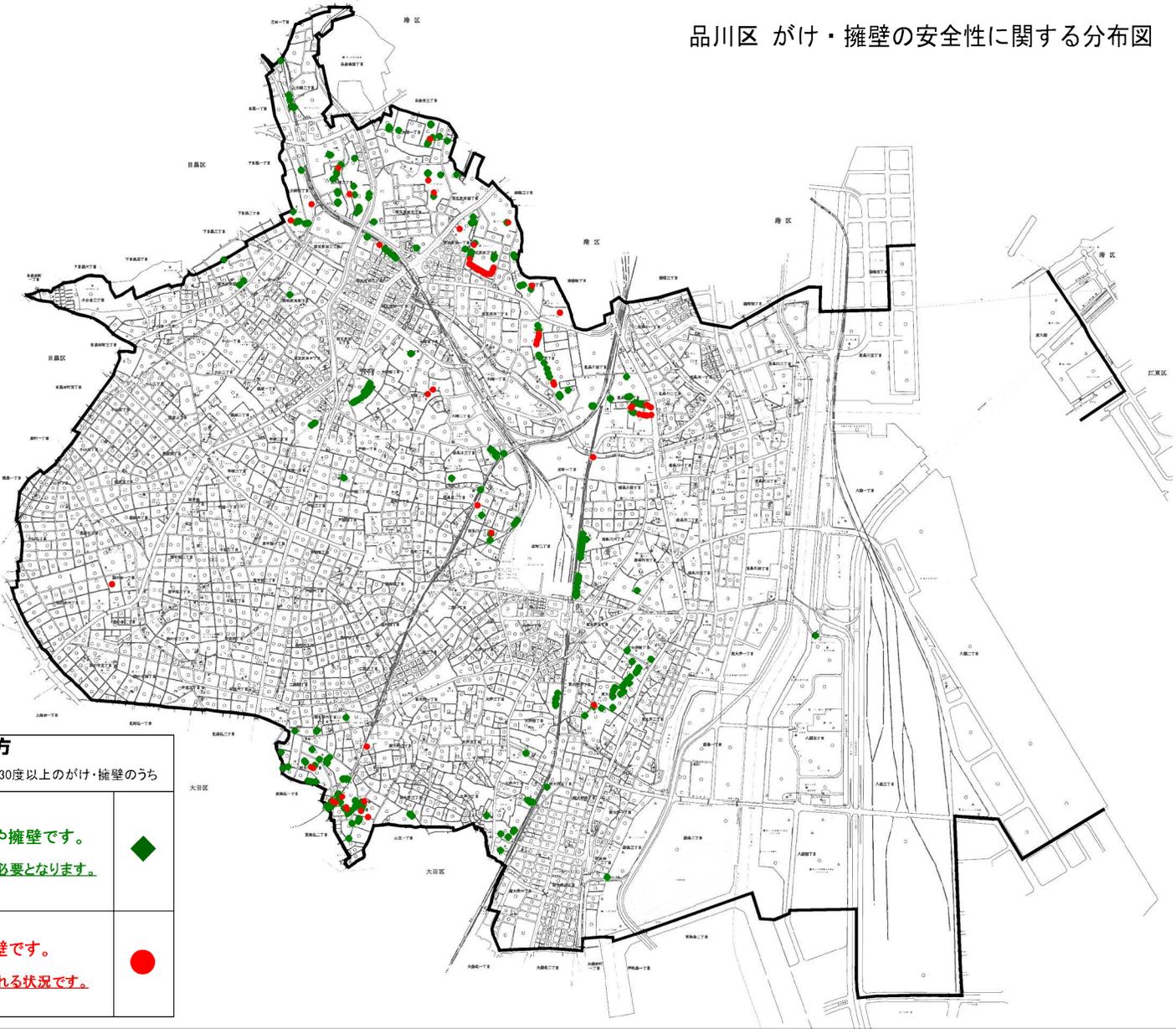
■ 「安全性が低い」斜面の例 (対策や改善が望まれる状況)

- ・ 大谷石造やコンクリートブロック積の擁壁に、積石やブロックの著しい劣化や、ずれまたは中抜け部分がある。
- ・ 鉄筋コンクリート造の擁壁だが、傾いたり大きな亀裂が入っている。
- ・ しみ込んだ雨水ががけから噴き出している。



- 大きな異常見られず
- 安全性がやや低い
- 安全性が低い

品川区 がいけ・擁壁の安全性に関する分布図



図の見方	
品川区内の高さ2メートル以上で角度30度以上のがいけ・擁壁のうち	
<安全性がやや低い>がいけや擁壁です。 ⇒ <u>適切な維持管理が必要となります。</u>	◆
<安全性が低い>がいけや擁壁です。 ⇒ <u>対策や改善が望まれる状況です。</u>	●